

沼上こども園・沼上こども園分園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人静岡あおい会
代表者氏名	理事長 森下健二
所 在 地	静岡市葵区南沼上一丁目 22 番 1 号
電 話 番 号	054-261-2543
法人設立年月日	昭和 41 年 10 月 1 日
定款の目的に定めた事業	幼保連携型認定こども園の経営 一時預かり事業の経営

2 事業の目的、運営方針

事業の目的	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。
運営方針	① 穏やかで温かいアットホーム的な環境の中で、子ども達が伸び伸びと活動し、欲求を満たし、生命の保持と情緒の安定を図る。 ② 基本的な生活習慣を養い心身の健全な発達を促す。 ③ 友達との関わりの中で、相手を大切にする心、おもいやり、信頼感を育てるとともに協調性を養い、将来一人の人間として自立できる基礎を養う。様々なあそび、体験をとおして、豊かな感性を育て、創造力の芽生え、自発性、意欲を養う。

施 設 の 種 類	幼保連携型認定こども園		
施 設 の 名 称	沼上こども園 沼上こども園分園		
開 設 年 月 日	昭和 41 年 10 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日		
施 設 の 所 在 地	静岡県葵区南沼上一丁 22 番 1 号 静岡県葵区川合三丁目 1 番 13 号		
連 絡 先	電話番号 054-261-2543 F A X 054-261-2730 電話番号 054-207-8350 F A X 054-207-9434		
事 業 所 番 号	本園：01213 分園：01231		
管 理 者	園長 森下健二		
利 用 定 員	満 3 歳以上の児童【1 号】 満 3 歳以上の児童【2 号】 満 1 歳以上満 3 歳未満の児童【3 号】 満 1 歳未満の児童【3 号】 本園 1 2 5 人・分園 2 0 人		
	本園	5 人	
	本園	7 2 人	
	本園	3 6 人	
	分園	1 4 人	
	本園	1 2 人	
	分園	6 人	
職 員 数	3 2 人		
嘱 託 医	杉山医院 杉山直史 TEL 054-261-6328 赤堀歯科医院 赤堀政見 TEL 054-263-7858 薬剤師 秋山良太 TEL 054-264-2447		

教育・保育を提供する日	月曜日から土曜日まで ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日は休園とする。 なお、教育標準時間認定（1号認定）こどもについては、以下についても休園する。 ・土曜日 ・季節休業（公立園と同様にする）	
教育・保育を提供する時間	教育標準時間認定	午前8時30分から午後3時30分までの間で教育を必要とする時間
	保育標準時間認定	午前7時から午後6時までの範囲内で保育を必要とする時間 ※ 午後6時から午後7時までの範囲内で時間外保育を実施。

	保育短時間認定	午前8時30分から午後4時30分までの間で保育を必要とする時間 ※ 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後7時までの範囲内で時間外保育を実施。
--	---------	---

5 施設・設備等の概要

沼上こども園

敷地	面 積	1,409.68 m ²	
建物	構 造	鉄骨造 陸屋根一部2階建	
	延床面積	870.40 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育室	6 室	377.13 m ²
	遊戯室・子育て支援	1 室	153.40 m ²
	給食室	1 室	51.18 m ²
	調乳室	1 室	4.32 m ²
	乳幼児他トイレ	3 室	44.11 m ²
	その他	室	240.26 m ²
	屋外運動場	室	743.86 m ²

沼上こども園分園

敷地	面 積	742.19 m ²	
建物	構 造	鉄骨造 陸屋根一部2階建	
	延床面積	338.03 m ²	
施設の内容	設備	部屋数	面積
	保育・乳児室	3 室	89.30 m ²
	遊戯室・子育て支援	1 室	101.60 m ²
	調理室	1 室	9.40 m ²
	調乳室	1 室	4.18 m ²
	乳児トイレ	2 室	24.09 m ²
	その他	室	109.46 m ²
	屋外運動場	室	79.94 m ²

本園・分園では「静岡市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成26年静岡市条例第107号。以下「市条例」という。）の定める基準を遵守し、上記の施設及び設備を設置しています。

6 職員の状況（令和7年4月1日現在）

職 種	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤者の資格
園長	1人	保育士・幼稚園教諭1種	人	
主幹保育教諭	2人	保育士・幼稚園教諭2種	人	
保育教諭	21人	保育士・幼稚園教諭2種	5人	保育士・幼稚園教諭2種
栄養士	1人	栄養士	人	
調理員	1人	調理師	1人	調理師
事務員	1人		人	

本園・分園では市条例の定める基準を遵守し、上記の職員を配置しています。

7 提供する教育・保育等の内容

本園・分園は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年3月31日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、以下の教育・保育等の提供を行います。

（1）教育・保育計画

歳児毎に年間、月間及び週間計画を作成。

（2）毎日の教育・保育の流れ

一日の教育・保育スケジュール（目安）は、下記のとおり。

＜乳児（3歳未満）＞

8：30～ 登園

9：30～ おやつ

10：00～ 自由遊び

11：15～ 給食

12：30～ お昼寝

15：00～ おやつ

16：00～ 降園準備

＜幼児（就学前）＞

8：30～ 登園、自由遊び

10：00～ 活動開始（体操・リズム等）

11：30～ 給食

13：00～ お昼寝・自由遊び

15：00～ おやつ

16：00～ 降園準備

（3）食事の提供

給食等の方針	園での給食は、全ての活動の源となる大切なものと認識し、安全でおいしい給食を目指しています。旬の食材を積極的に取り入れています。
昼食及びおやつ	保護者の方へ毎月の献立表でお知らせします。
アレルギー等への対応	食材の中でアレルギーなど食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。 ご相談の上、除去等の必要な対応を取ります。 （除去・解除は <u>医師の診断書</u> により判断します。）

(4) 健康診断

①健康診断

内科健診年2回、歯科検診年2回、嘱託医が検診します。結果については、児童票及び静岡市乳幼児保険票に記載します。

②身体測定

毎月1回、身長・体重の測定を行います。結果については、児童票及び静岡市乳幼児保険票に記載します。

(5) その他

子育て支援事業の実施。

- ・おしゃべりサロン
- ・園庭解放等

8 利用料金

(1) 教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定保護者が教育・保育の提供を受けた際は、本園・分園に対し、支給認定を受けた市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 教育・保育に係る実費徴収

(1)に掲げる保育料のほか、実費徴収として、下記の費用を負担していただきます。

実費徴収

項目	対象年齢	金額	
月刊絵本代	全園児	月額	420 円
被服費	3・4・5 歳児	1 着	2,500 円程度
契約外保育	全園児	回数	2,500 円

※ 上記のほか、園外保育（遠足）の交通費等、必要な実費は随時お知らせします。

- ・1号認定の給食費は、月額5,300円（主食代が含まれます）。

幼児（3・4・5歳児）の主食代は、月額800円。

（給食費はその月の給食が10回未満の場合は半額とし、0回の場合は0円とする。調整は翌月に行い、1食250円とする）。

- ・保護者会費は全園児月額350円。
- ・用品代につきましては、「用品明細表」を参照下さい。

(3) 一時預かり、延長保育料

・一時預かり料

月～金曜日まで 8時30分～16時30分まで

3歳児未満 1日 2,000円(半日 1,000円 別途給食費 250円)

3歳児以上 1日 1,000円

※利用時間が8時間超えた場合は、時間外保育料として、1時間ごとに200円徴収。

・延長保育料

対象	時間	料金
教育標準時間認定 (1号認定)	①午前7時から午前8時30分	1回300円
	②午後3時30分から午後4時30分まで	1回100円
	③午後3時30分から午後5時まで	1回300円
	④午後3時30分から午後6時まで	1回400円
	午後6時から午後7時まで	1回200円
保育短時間認定	午前7時から午前8時30分	1回200円
	午後4時30分から午後6時まで	1回200円
保育標準・短時間認定	午後6時から午後6時30分まで	1回200円
	午後6時30分～午後7時まで	1回400円

1号認定こどもにかかる時間外保育料

①の時間帯を月極で利用する場合は、3,000円とする。

②～④までの時間帯を月極で利用する場合は、4,000円とする。

9 支払方法

以下の中から、ご希望の支払い方法を選んでください。

(1) 口座振替払(引落日:毎月22日)

口座振替払いが出来なかった場合は園から連絡させていただきます。

(2) 現金振込払(納付期限:毎月25日)

指定口座:

本園 静清信用金庫 沓谷支店(普) 0230035

分園 静清信用金庫 沓谷支店(普) 0234712

(3) 現金払 (納付期限:毎月末日までに、職員室まで持参)

※正当な理由なく、利用料の支払いがない場合は、利用継続の意思を確認します。

10 利用定員について

本園は、市長から教育・保育の実施について支給認定を受けた1号こどもから利用について申し込みがあったときは、次に掲げる理由がある場合を除き、これに応じる。

- (1) 利用定員に空きがない場合。
- (2) 本園の安全な利用に支障を及ぼす恐れがある場合。

2 1号こどもについて利用定員を超える入園申し込みがあった場合は、次の方法により選考を行い、園長が入園者を決定する。

- (1) 兄弟姉妹が在園している者若しくは在園していた者は、優先して入園させる。
- (2) 当園の「一時預かり」事業を利用した事がある者は、全号の次に優先して入園させる。
- (3) 当園の「おしゃべりサロン」を利用した事がある者は、全号の次に優先して入園させる。
- (4) 千代田東学区に住民がある場合は、全号の次に優先して入園させる。
- (5) その他の者は抽選、面接等により選考し、入園させる。

11 利用の終了に関する事項

本園・分園は、以下の場合には保育・教育の提供を終了いたします。

- (1) 1号認定こども及び2号認定こどもが小学校に就学したとき。
- (2) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

12 緊急時の対応

教育・保育中に容体の変化や病状急変等の緊急事態が発生した場合には、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡を行うとともに、本園・分園嘱託医へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

非常時の対応

(1) 非常時の対策

管轄する警察署	静岡中央署
消防計画の作成	提出先：千代田消防署 届出日： 平成 29 年 3 月 防火管理者 理事長 森下健二
防災設備	自動火災報知機、火災通報装置、 誘導灯、消火器、
避難訓練	火災及び地震を想定し、月 1 回実施
避難場所	千代田東小学校
園児の引き渡し	震度 5 強の地震、予知情報の場合、園で直接引き渡し ※警報発表基準をはるかに超える豪雨や津波等

	が著しく高まっていると判断し、1号・2号・3号年延の子どもに関係なく自宅待機又は臨時休業になります。
--	--

(2) 風水害時の自宅待機、臨時休業の取り扱い

安全に留意し登園させてください。ご家庭の判断、事情によりお休みする場合は、園に連絡をお願いします。

自宅待機の条件	暴風警報が発令された場合は原則自宅待機とする
自宅待機の解除の条件（時間）	午前11時までに自宅待機が解除されない場合は臨時休業とする
入園時	重要事項説明書
年度当初	お知らせ配付
警報発令が予想される日	連絡しない（園配付の文書で保護者が判断）
当日朝	連絡しない
自宅待機解除及び休業決定	連絡しない

※「特別警戒」又は「警報レベル3」が発表された場合・・・行政指導の下、理事長・園長の判断による措置をとります。

- (1) 静岡市に「特別警戒」又は「警報レベル3」が発表された場合は臨時休園になり前日中に保護者へ一斉メール等でお知らせします。
- (2) 園児が登園後、「特別警戒」又は「警戒レベル3」が発表された場合は、状況を判断し、園児の安全確保には十分な配慮を願います。

13 賠償責任保険の加入

本園・分園では、以下の保険に加入しています。

加入保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険の種類	こども園児等傷害保険、保育園賠償責任保険
保険の内容	（施設賠償・昇降機賠償・生産物賠償） 対人1名 10億円・1事故 10億円 対物1事故 1,000万円 （人格侵害補償） 対人1名 1億円・1事故 1億円等

14 虐待の防止のための措置

本園・分園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、責任者を設置するとともに、職員に対する研修を実施します。

虐待防止に関する責任者	園長 森下 健二
-------------	----------

15 要望・苦情等に関する相談窓口

本園・分園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦情解決責任者	園長 森下健二	
苦情受付担当者	主幹保育教諭 築地小百合	
第三者委員	高井成治	連絡先 054-246-8787
	多賀 勲	連絡先 054-262-2621
受付方法	文書、電話及び面談等により受け付けします。	

教育・保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

説明者：沼上こども園・分園 園長 森下 健二 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所：_____

保護者氏名：_____ 印

児童との続柄：_____

児童氏名：_____